

労働者の安全と健康を取り巻く状況と 死亡災害ゼロ・アンダー210いが推進運動



令和8年7月23日

1. **労働基準監督署と労働安全衛生法について**
2. **労働災害に伴う企業責任**
3. **労働災害の概況**
4. **死亡災害ゼロ・アンダー210いが推進運動**
(重点業種 社会福祉施設)
(重点災害 行動災害)
(重点災害 高年齢労働者の労働災害)

労働基準監督署とは

厚生労働省

都道府県労働局

全国47局

労働基準監督署

全国327署

三重県下に6署

◆方面（監督課）

監督、申告処理、相談受付
司法警察事務、許可・認定事務など

◆安全衛生課

機械・設備の設置等に関する届出審査、安全衛生指導など

◆労災課

労災補償事務、労働保険の適用・徴収など

◆業務課

庶務経理事務など



●伊賀労働基準監督署は、

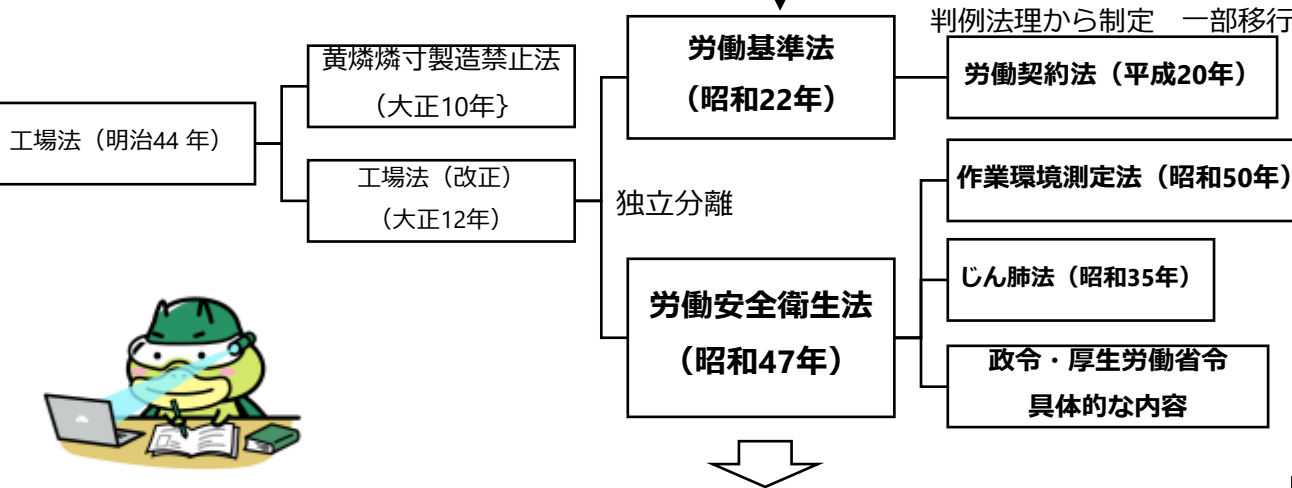
監督・安衛課と労災課の二課制

管轄地域は伊賀市及び名張市

労働安全衛生法の全体像

日本国憲法（昭和22年）第二十七条第2項

賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。



労働安全衛生法の特徴

- ・目的 **危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進**
により**労働者の安全と健康を確保等**を目的とする
- ・義務主体 主に事業者
- ・保護客体 労働者（労働基準法第9条に規定する労働者）
- ・内容 最低基準としての措置を罰則をもって履行強制
- ・仕組み 労働基準監督官などによる立ち入り調査
刑事訴訟法に規定される司法警察員による捜査、送検

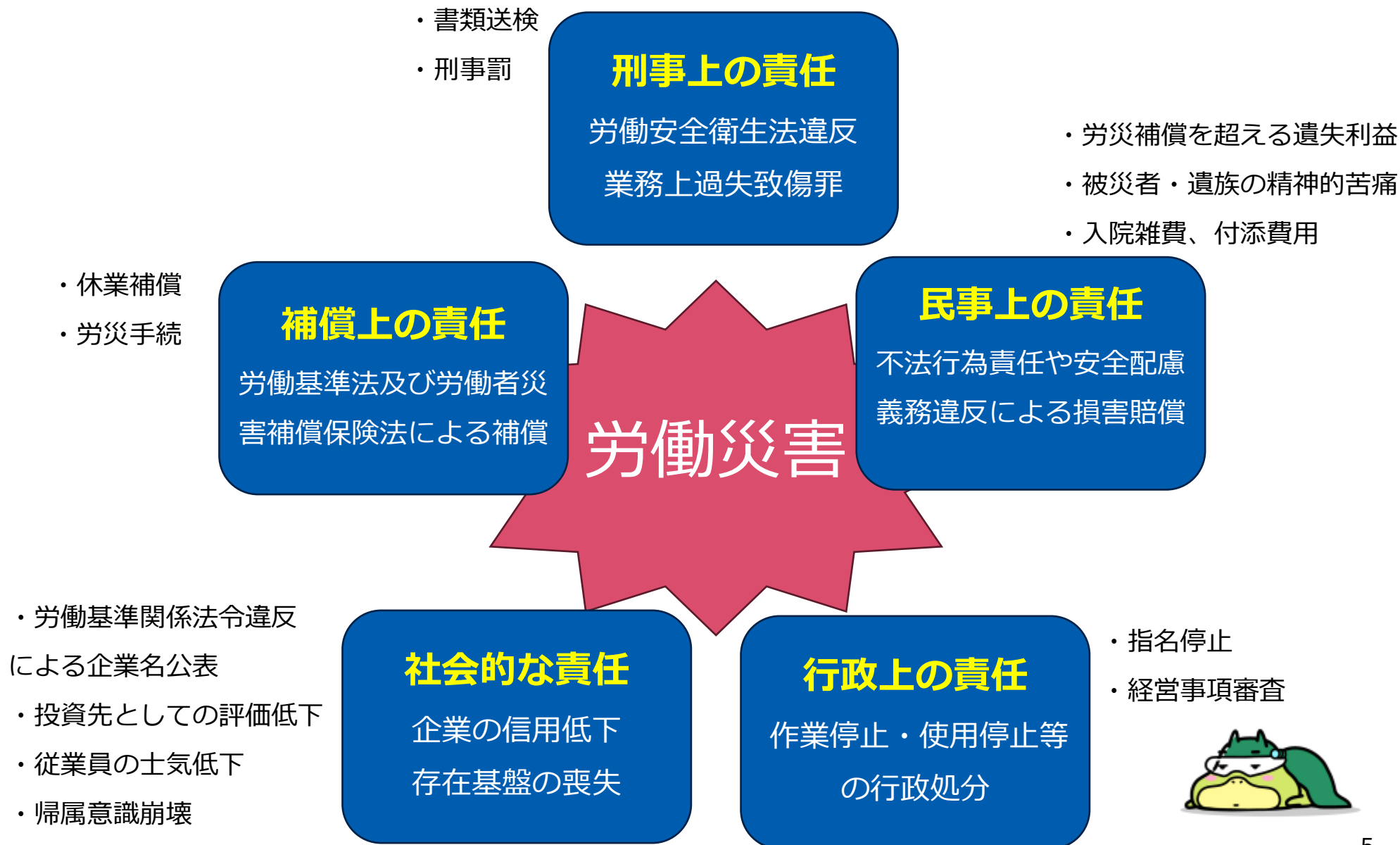
講ずべき措置

- ・安全衛生管理体制の確立（第3章）
⇒ **委員会設置、衛生管理者...**
- ・危険・健康障害防止措置（第4章）
⇒ **RA実施、安全装置の具備、呼吸用保護具...**
- ・労働者の就業に当たっての措置（第6章）
⇒ **安全衛生教育、資格の取得...**
- ・健康の保持増進のための措置（第7章）
⇒ **健康診断、作業管理、作業環境測定...**

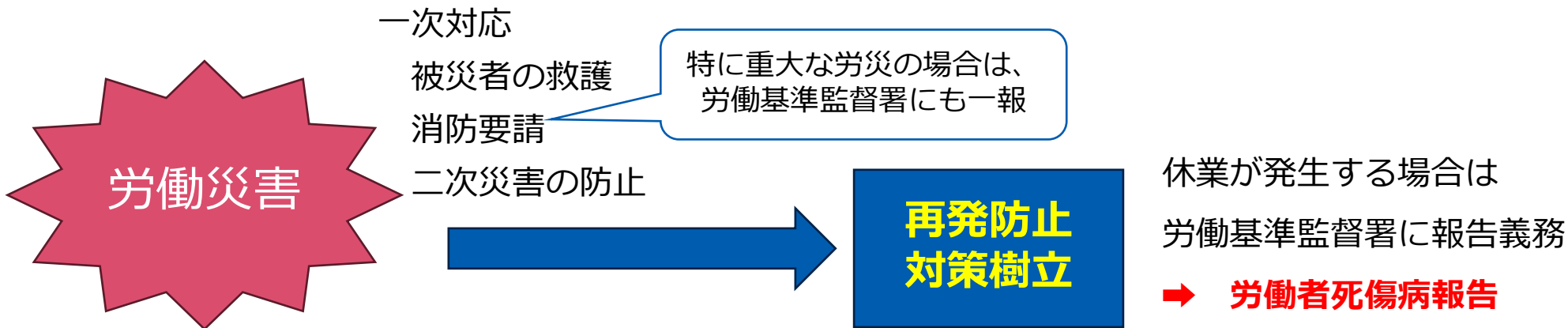
労働災害防止計画（第2章）

労働災害の防止に関し基本となる目標、重点課題等を厚生労働大臣が定める5か年計画
⇒ 第14次労働災害防止計画（2023年4月～2028年3月までの5年間）

労働災害が起きたときの企業の責任について



労働災害が起きてしまったときの対応



労働基準監督署にその労働災害を報告しなかったり、**虚偽の報告**を行ったりした場合にも、**刑事責任**が問われることがあります。（死亡又は休業**1**日以上）

e-Govの準備、操作方法は
「e-Govサポートデスク」
TEL:050-3786-2225

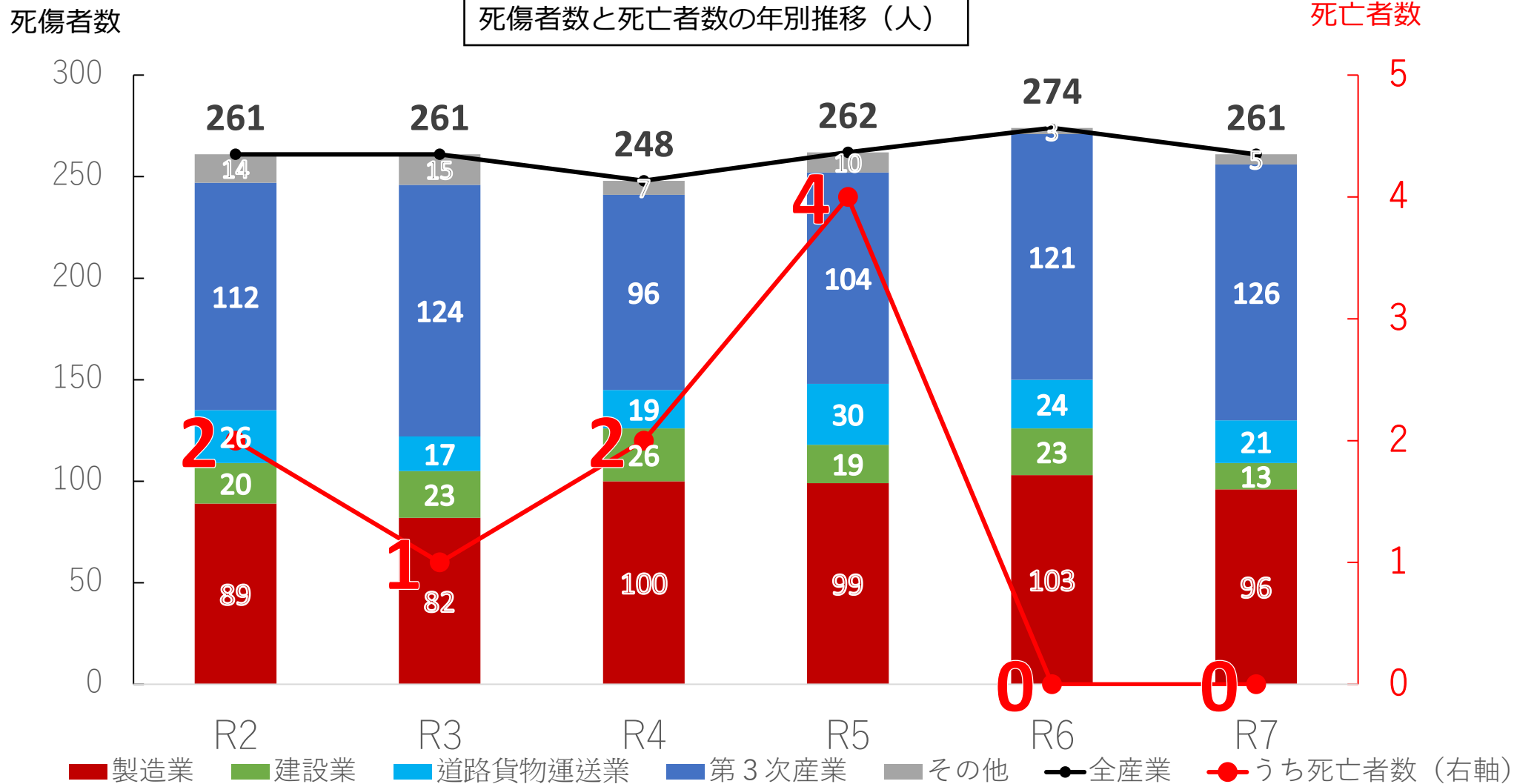
労働災害の原因を特定し、**再発防止に役立てる**目的で、**電子申請が義務化**され、労働者死傷病報告の報告事項についても**改正**されています。

労働者死傷病報告を提出
電子申請が義務化 **改正**



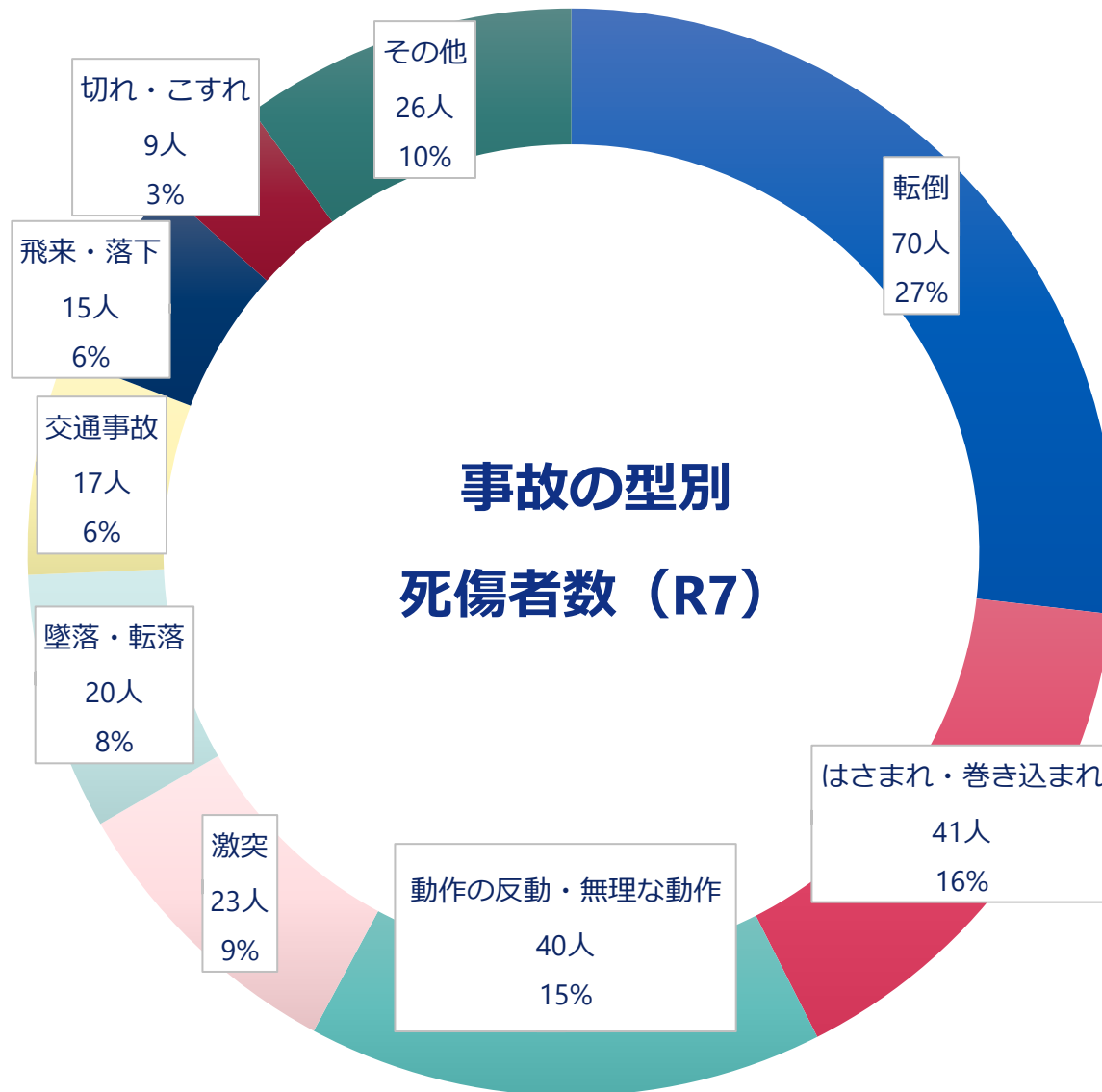
厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署
詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。⇒<http://www.mhlw.go.jp/>

伊賀労働基準監督署管内の災害発生状況（伊賀市・名張市）



労働者死傷病報告により作成（新型コロナウイルス感染症り患を除く）

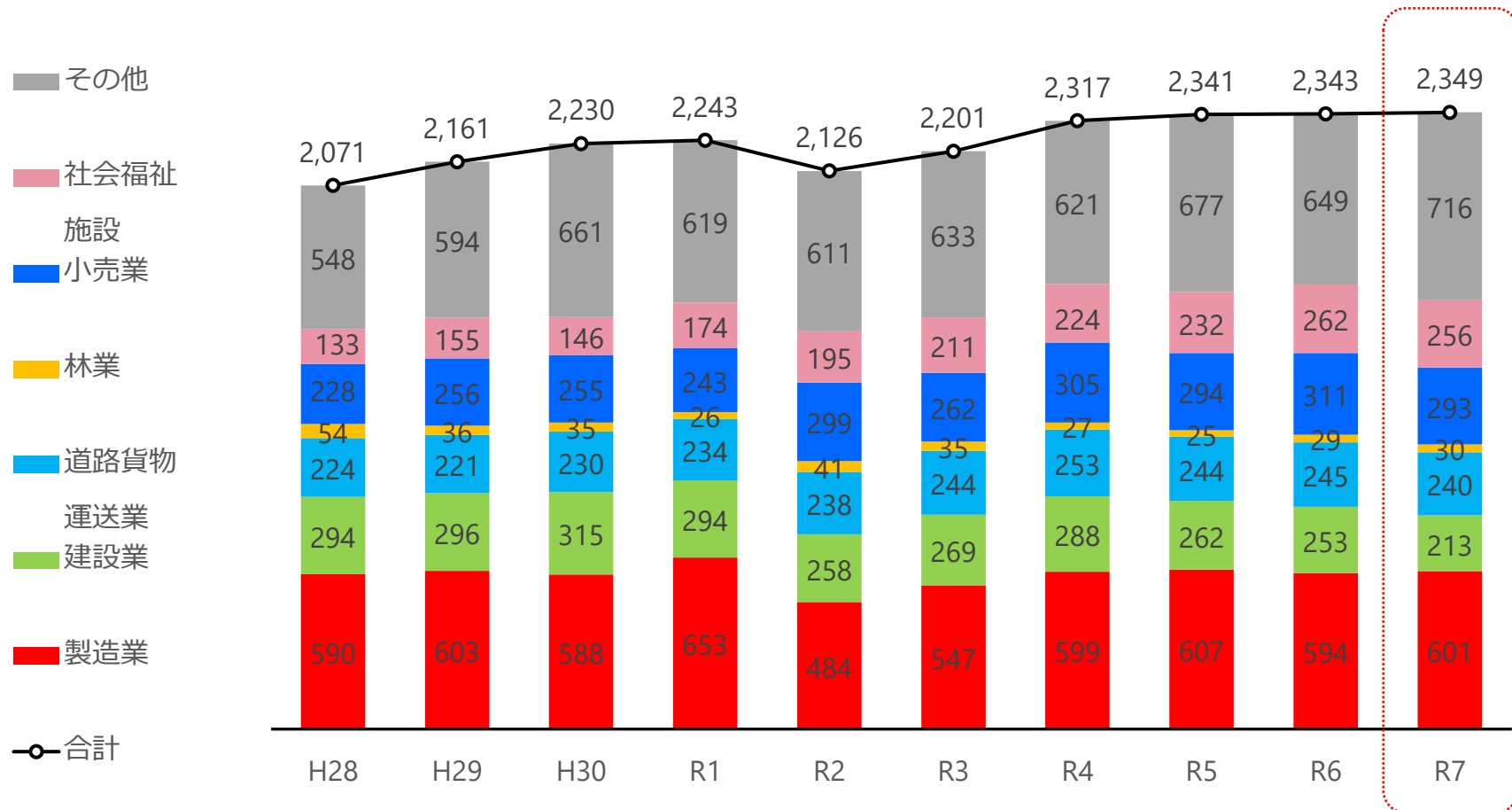
伊賀労働基準監督署管内の災害発生状況（伊賀市・名張市）



労働者死傷病報告により作成（新型コロナウイルス感染症り患を除く）

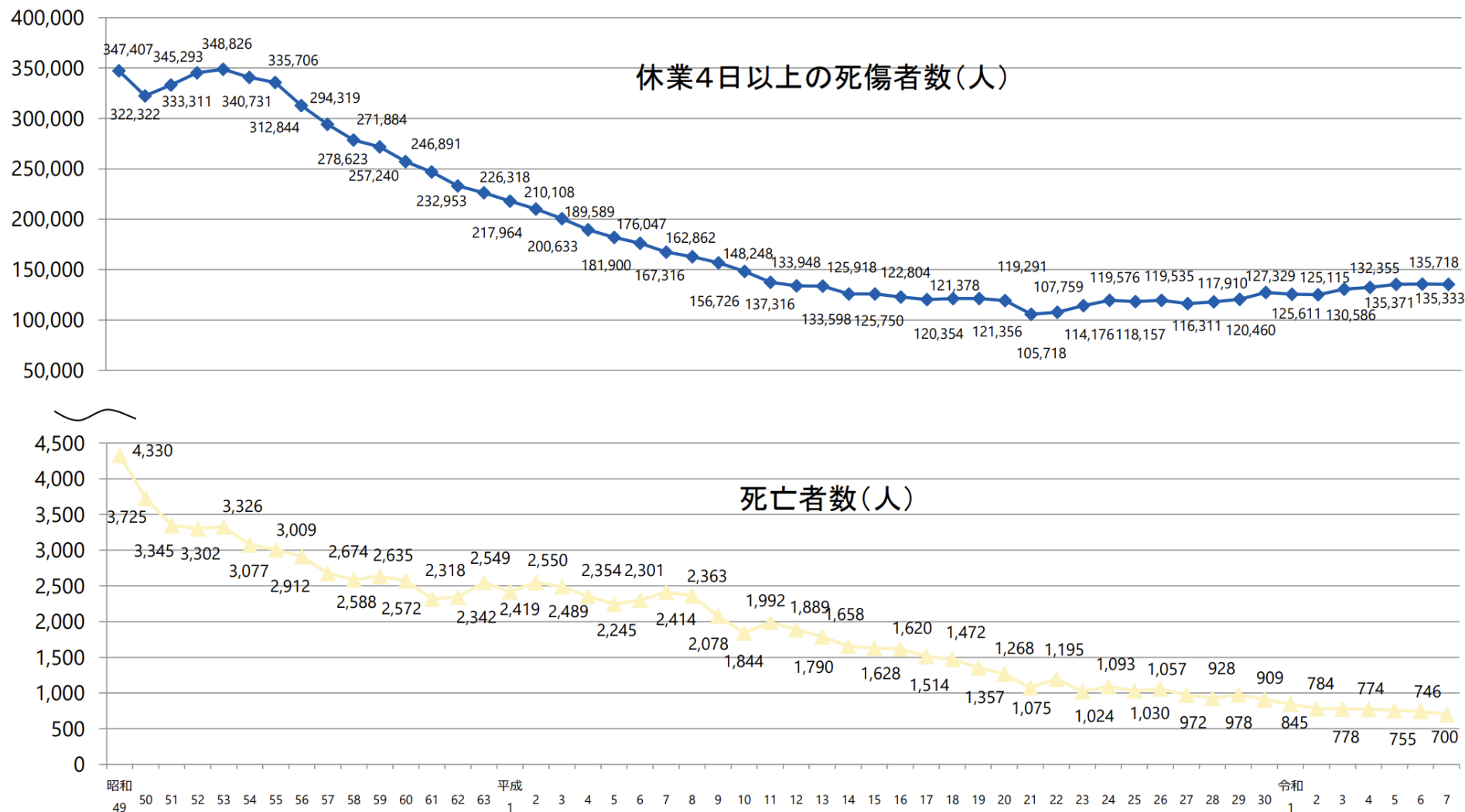
災害発生状況（三重県） 三重労働局 令和7年 確定値

業種別・死傷災害の推移（休業4日以上死傷者数）（人）



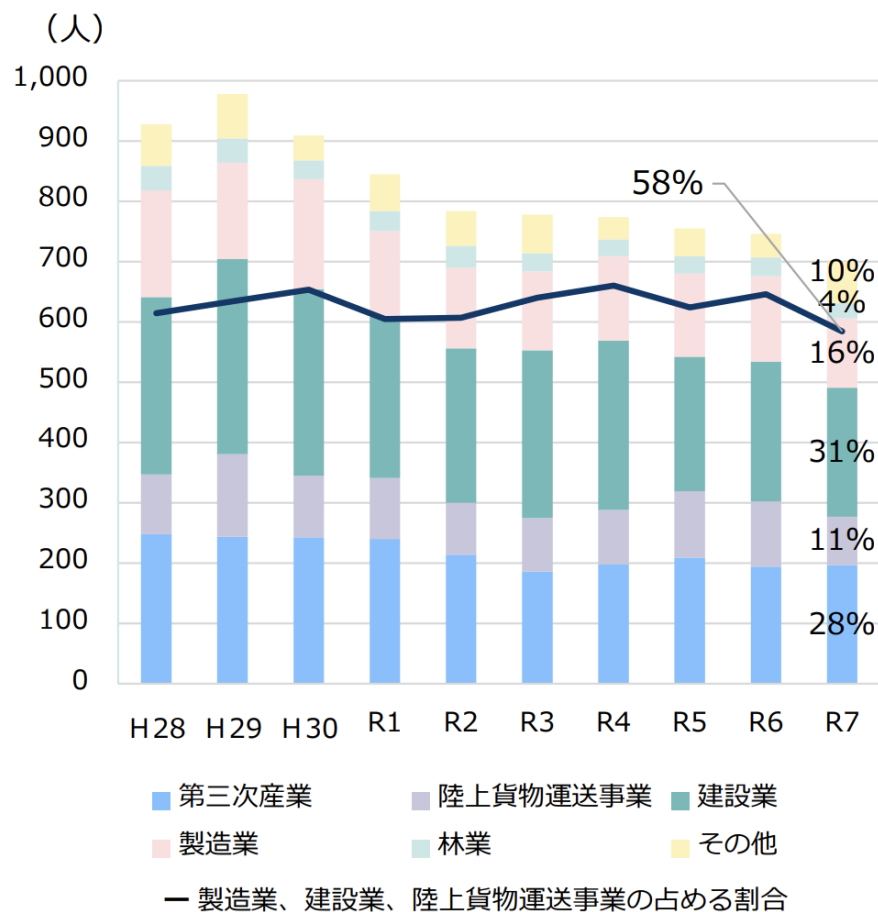
死亡災害発生状況（全国） 令和7年 確定値

死傷者数および死亡者数(人)

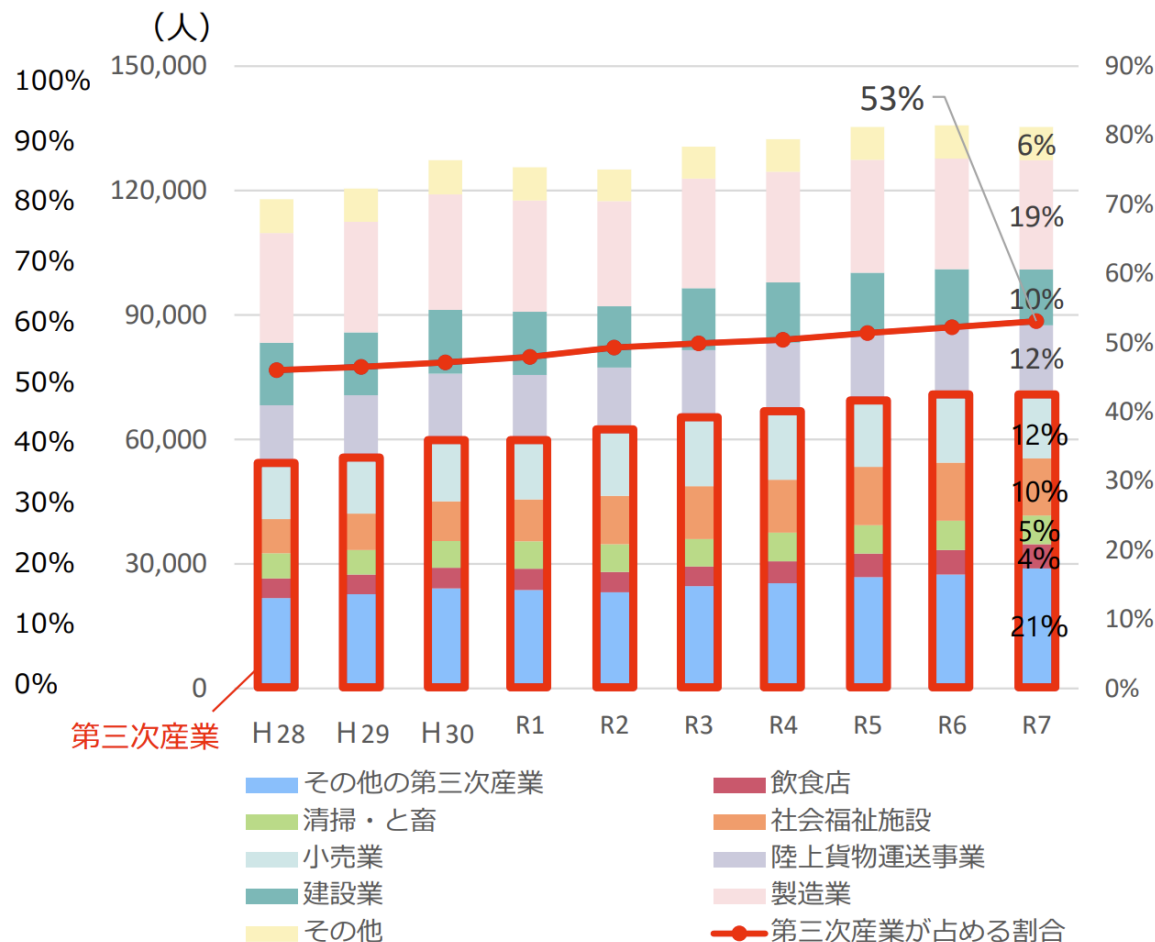


死亡災害発生状況（全国） 令和7年 確定値

死亡災害



休業4日以上之死傷災害

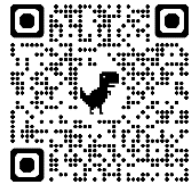


行動災害防止について アンダー210伊賀

行動災害について

- 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目、濡れた床面等の解消
- 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の実施

平面図での
職場マップ・危険マップ



厚生労働省HP 「職場のあんぜんサイト」



労働災害のうち
転倒

約 **28%**

労働災害のうち
休業1か月以上

約 **64%**

労働災害のうち
50歳以上

約 **77%**

労働災害のうち
女性

約 **57%**

令和6年伊賀労働基準監督署 転倒災害の状況



ホーム

本文へ お問合わせ

Google カス

テーマ別を探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 安全・衛生 > 転倒予防

転倒予防・腰痛予防の取組

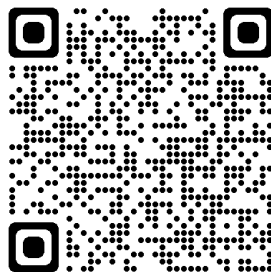
啓発資料・リーフレット・動画（ご自由にダウンロードしてご活用下さい）

転倒防止リーフレット

「中高年齢の女性を中心に」版

労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を
防止しましょう

職場で転倒して怪折（転倒）
転倒災害は増加の一途 性別・年齢別



高齢者介護施設における 雇入れ時の安全衛生教育マニュアル



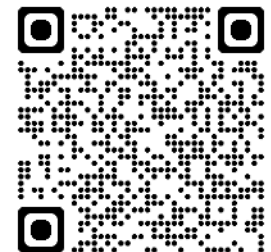
平成29年3月
中央労働災害防止協会

高齢者介護施設における 雇入れ時の安全衛生教育用パンフレット



本パンフレットは、高齢者介護施設において、介護業務に従事する介護労働者の安全と健康を守るために
必要な知識をまとめています。介護労働者を雇い入れる際の労働安全衛生教育の資料としてご利用ください。
労働災害が起きないように対策に取り組みください。

中央労働災害防止協会



社会福祉施設における安全衛生対策について

安全衛生管理体制の確立



\職場の安全を応援する情報発信サイト/

職場のあんぜんサイト

https://anzeninfo.mhlw.go.jp/yougo/yougo99_1.html

- 労働者50人以上の場合 法令上の義務 ⇒ 産業医、衛生管理者の選任、衛生委員会の運営
- 労働者10人以上 法令上の義務 ⇒ 衛生推進者の選任
- 労働者数によらず 安全推進者の配置等に係るガイドライン ⇒ **安全推進者**

安全推進者の職務本ガイドライン対象事業場でみられる災害の多くは、**転倒災害**、荷物の運搬による**腰痛**、**階段からの墜落・転落**や**交通労働災害**など、日常生活でも起こりうるものであり、その防止のためには「**職場環境や作業方法の改善**」や「**安全衛生教育の実施**」などの必要性を、事業者と労働者がともに強く認識する必要があります。そのため安全推進者は、事業の実施を総括管理する者を補佐して、以下の職務を行うものと定められています。

(ア) 職場環境及び、作業方法の改善に関すること

職場内の**整理整頓(4S)**の推進、**床の凸凹面の解消**等職場内の**危険個所の改善**、刃物や台車等道具の**安全な使用に関するマニュアルの整備**等

(イ) 労働者の安全意識の啓発及び安全教育に関すること

朝礼等の場所を活用した**労働災害防止に係る意義の周知・啓発**、荷物の運搬等の作業に係る**安全な作業手順についての教育・研修の実施**等

(ウ) 関係行政機関に対する安全に係る各種報告、届出等に関すること

労働災害を発生させた場合における労働者死傷病報告の作成、及び労働基準監督署長への提出等また、事業者は、こうした安全推進者の活動を実効あるものとするため、安全推進者に対して必要な権限を与え、知識の付与や能力向上に配慮する必要があります。

行動災害について

● 安全衛生推進者の配置

「介護者の腰痛予防のための安全衛生活動チェックポイント」で検索



腰痛で苦しんでいる介護職場のみなさまへ

介護者の腰痛予防のための安全衛生活動チェックポイント

安全衛生活動を見直すことで
介護者の腰痛を予防できる
ことがあります。



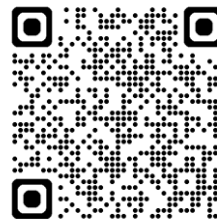
このチェックポイントは
安全衛生活動を
進めることにより
介護者の腰痛を予防する
お手伝いをします。

独立行政法人 労働者健康安全機構
労働安全衛生総合研究所

		介助方法や福祉用具の 使用方法に関する 安全衛生活動	実施	不十分	未実施	優先 順位	活動例
体制		ワーキンググループ を設置し、責任者と メンバーを選任して いる	☐	☐	☐		(a) ワーキング グループ
		基本的な介助に関す る講習会を開催して いる	☐	☐	☐		(b) 講習
教育	具体的な 研修会	移乗介助	☐	☐	☐		(c) 移乗研修
		入浴介助	☐	☐	☐		(d) 入浴研修
		排泄介助	☐	☐	☐		(e) 排泄研修
評価		定期的な評価を 実施している	☐	☐	☐		(f) 評価

行動災害について

「腰痛予防対策」厚労省HP



腰痛を防ぐ職場の
好事例集

腰への負担を減らした事例

PDF



介護・
看護
4

ノーリフトケアのリーダーを養成

費用の目安

数十万円

社会医療法人財団董仙会

施設の種類：地域医療支援病院、介護老人福祉施設ほか 従業員規模：1000人以上

成 果

- ・腰痛を理由とする離職者がゼロ
- ・ノーリフトケアの取組を知った求職者が応募

内 容

- ・医療・介護では、職員が腰痛を起こしやすい場面（例：ベッドからの移乗、排せつ介助、入浴介助）が多いことから、健康経営の課題に腰痛予防を挙げて取り組んだ。
- ・董仙会介護部門が介護福祉士にノーリフトマイスター研修を実施し、ノーリフトを推進する職場のリーダーを養成した。
- ・マイスターによる指導により、職員の意識が機器を使用せずに早く済ませようという意識から機器を使用して安全に行おうという意識に変わった。
- ・ノーリフトに取り組んでいることを把握している求職者からの応募があった。

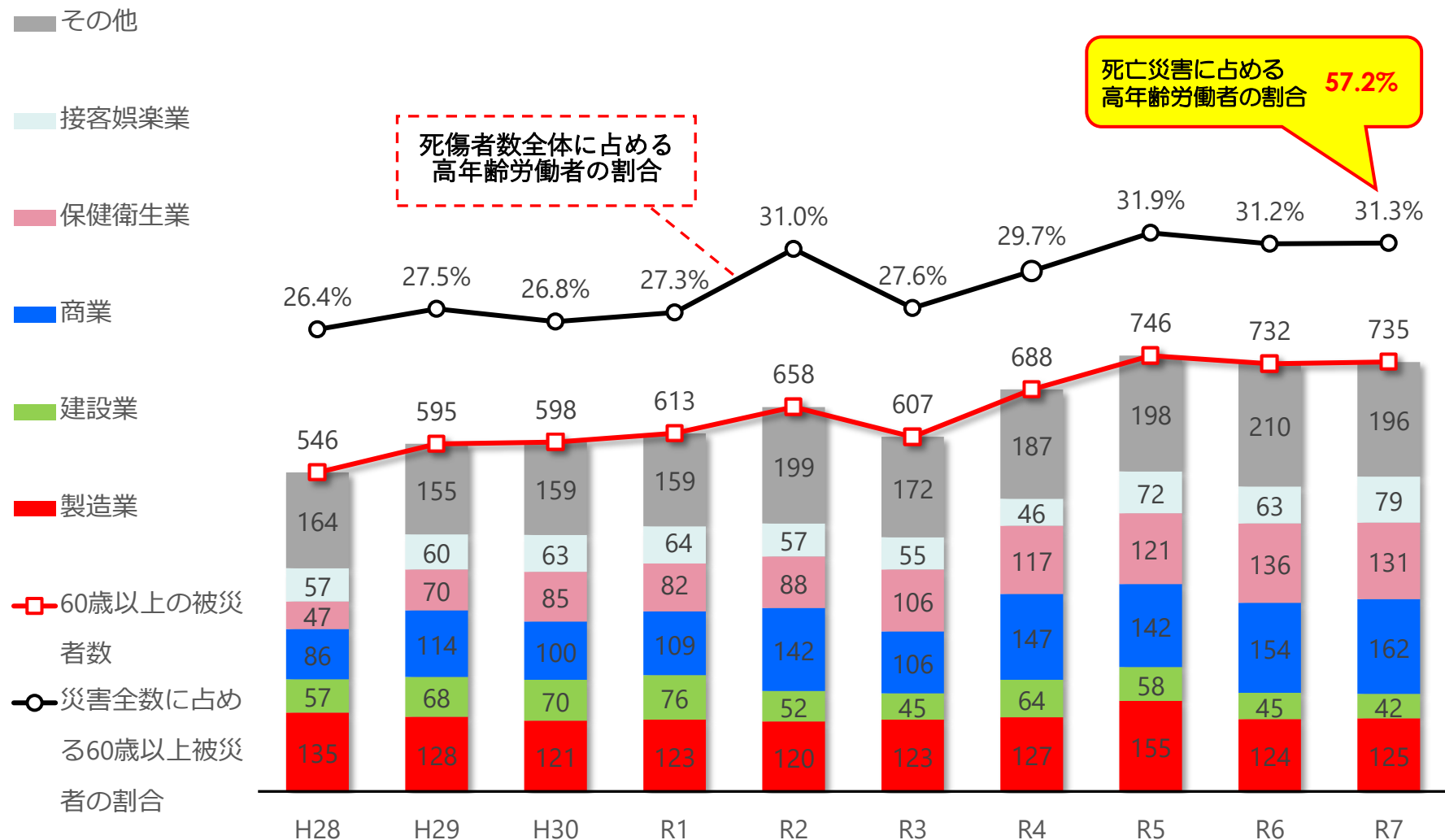
きっかけ

- ・董仙会は、医療、介護、福祉および保健に関するサービスを提供しており、基本理念に「職員の健康と幸せ」を掲げ、健康経営に取り組み、2018～2023年は健康経営優良法人（ホワイト500企業）に認定されてきた。
- ・腰痛による病欠者が出たことをきっかけに、離職防止や採用面にも寄与する取組として、トップが決断して実施することになった。



機器を使用して
安全に行おうという
意識が芽生えた

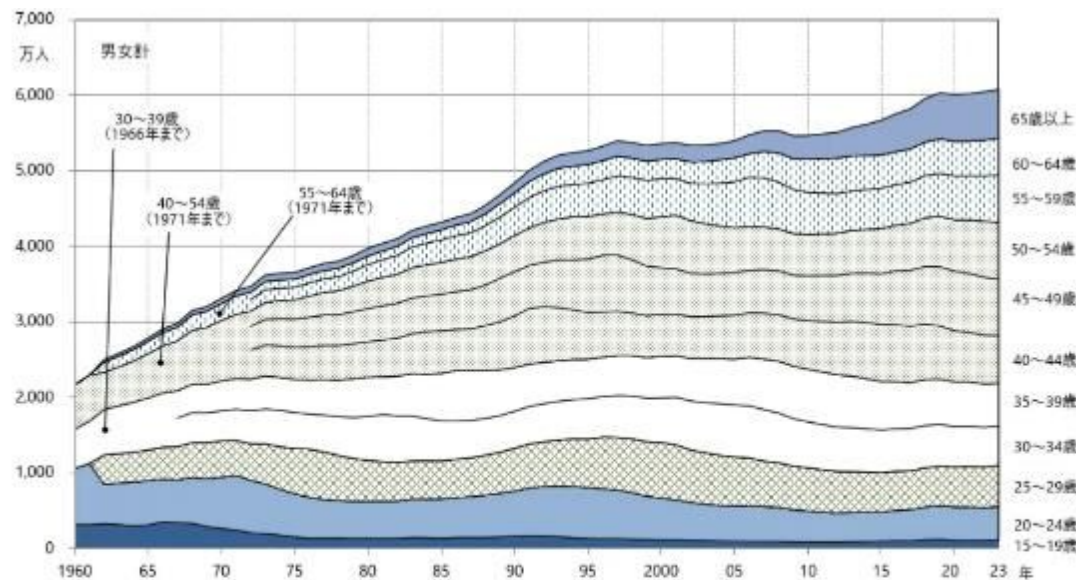
災害発生状況（三重県） 三重労働局 令和7年 確定値



労働者死傷病報告により作成（三重労働局）新型コロナ除く

(参考資料) 「年齢階級別雇用者数の推移」と「日本の人口推計」

引用 労働政策研究・研修機構 「早わかり グラフで見る長期労働統計」

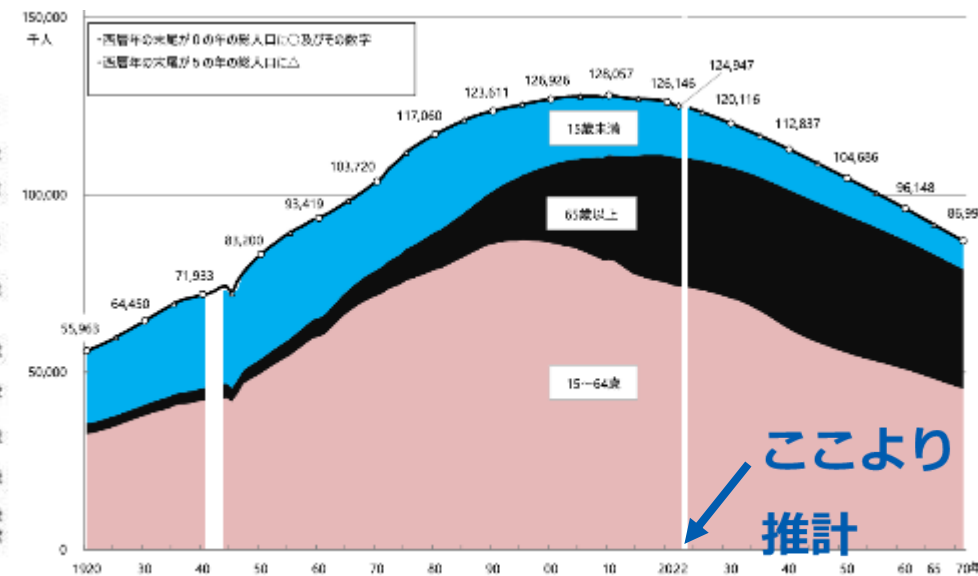


資料出所 総務省統計局「労働力調査」(基本集計)

注1) 2011年は、東日本大震災の影響で年齢階級別の数字がないため、グラフでは便宜上2010年と2012年の平均値を入れてつないでいる。

注2) 年齢階級区分は調査年により異なる。1960、61年の20～24歳は20～29歳、40～44歳は40～64歳を示す。1960～66年の30～34歳は30～39歳を、1962～67年の40～44歳は40～54歳を、55～59歳は55～64歳を示す。

引用 総務省 「人口推計」

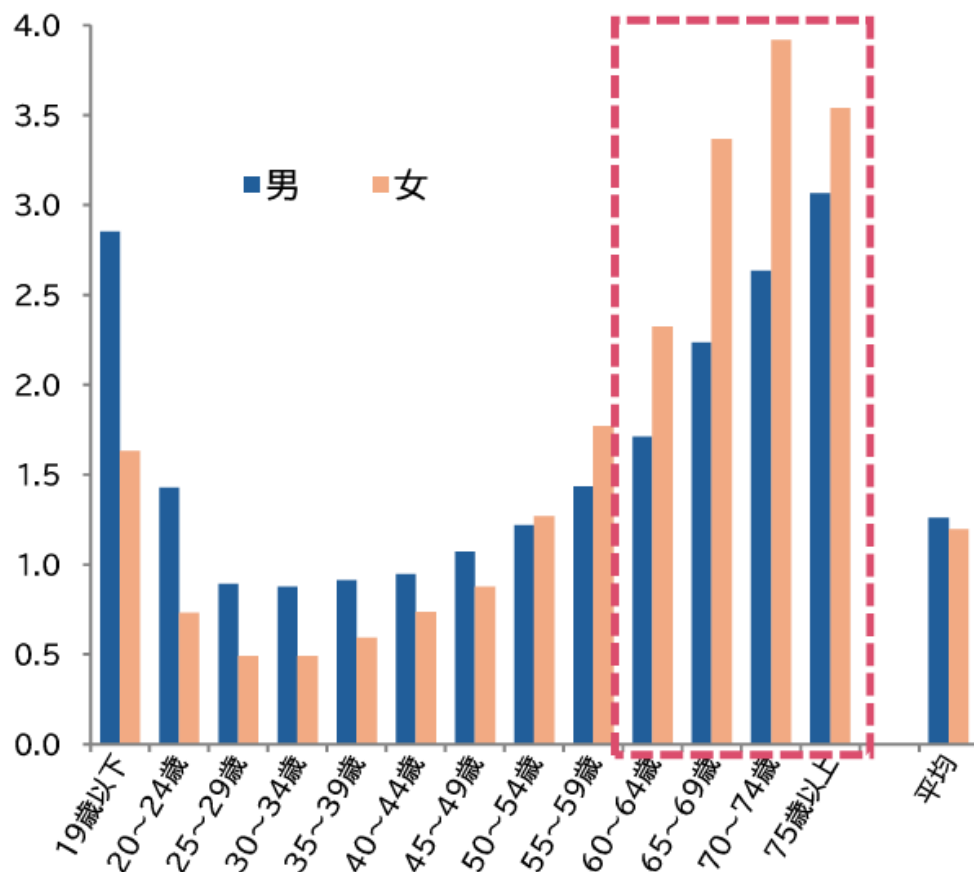


資料出所 総務省「人口推計」、同立社会政策・人口問題研究所「日本の将来推計人口」

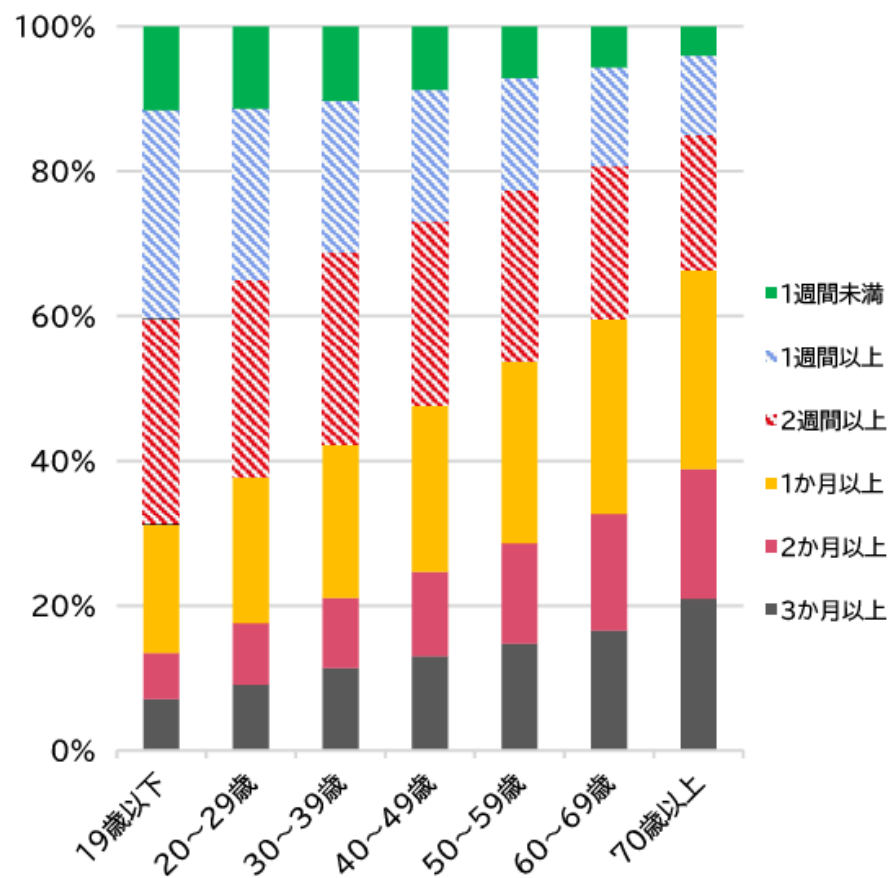
高齢者をめぐる労働災害の現状

高齢者をめぐる労働災害の現状

高齢者は他の世代と比べて、労働災害の発生率が高く、災害が起きた際の休業期間が長い傾向があります。



年齢層別労働災害発生率(休業4日以上死傷度数率)(R6)



年齢層別労働災害による休業見込み期間(R6)

高年齢労働者の災害について

（高年齢者の労働災害防止のための措置） **新設 令和8年4月1日**

第六十二条の二 事業者は、高年齢者の労働災害の防止を図るため、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 厚生労働大臣は、**前項の事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針**を公表するものとする。

3 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができる。

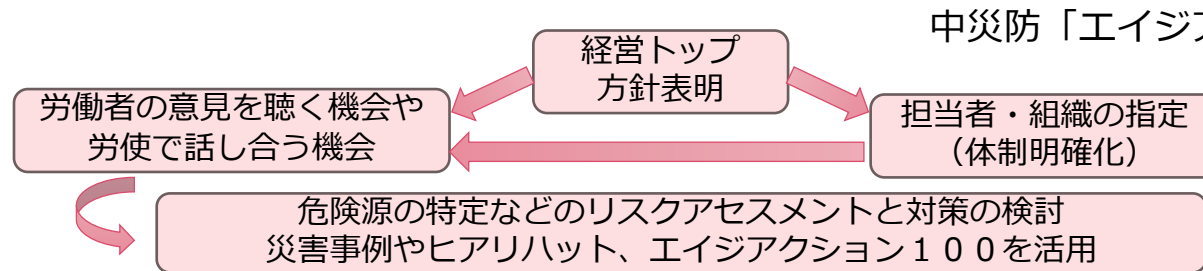
令和8年2月10日公示 **「高年齢者の労働災害防止のための指針」**



厚生労働省HP 「高年齢者の労働災害防止のための指針」について（公示）」

高年齢労働者の災害について

1. 安全衛生管理体制の確立



2. 職場環境の改善

- ① ハード面 身体機能の低下を補う設備・装置の導入
照度の確保、防滑靴の利用、パワーアシストスーツ、危険個所に標識で注意喚起、手すりの設置
- ② ソフト面 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理
勤務形態や勤務時間、作業内容の見直し、ゆとりある作業スピード、暑熱環境への対応（意識的な水分補給）

3. 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

雇入れ時、定期健康診断の確実な実施、体力状況の把握、個人情報の取り扱い



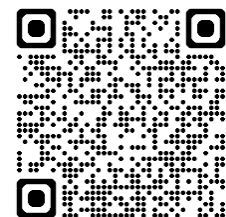
中災防
「転びの予防」

4. 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

個々の高年齢労働者の健康や体力の状況に踏まえた措置（労働時間の短縮、深夜業の回数）
高年齢労働者の状況に応じた業務の提供（適合する業務のマッチング、治療と仕事の両立）
心身両面にわたる健康保持増進措置（身体機能維持の支援、メンタルヘルスケア）

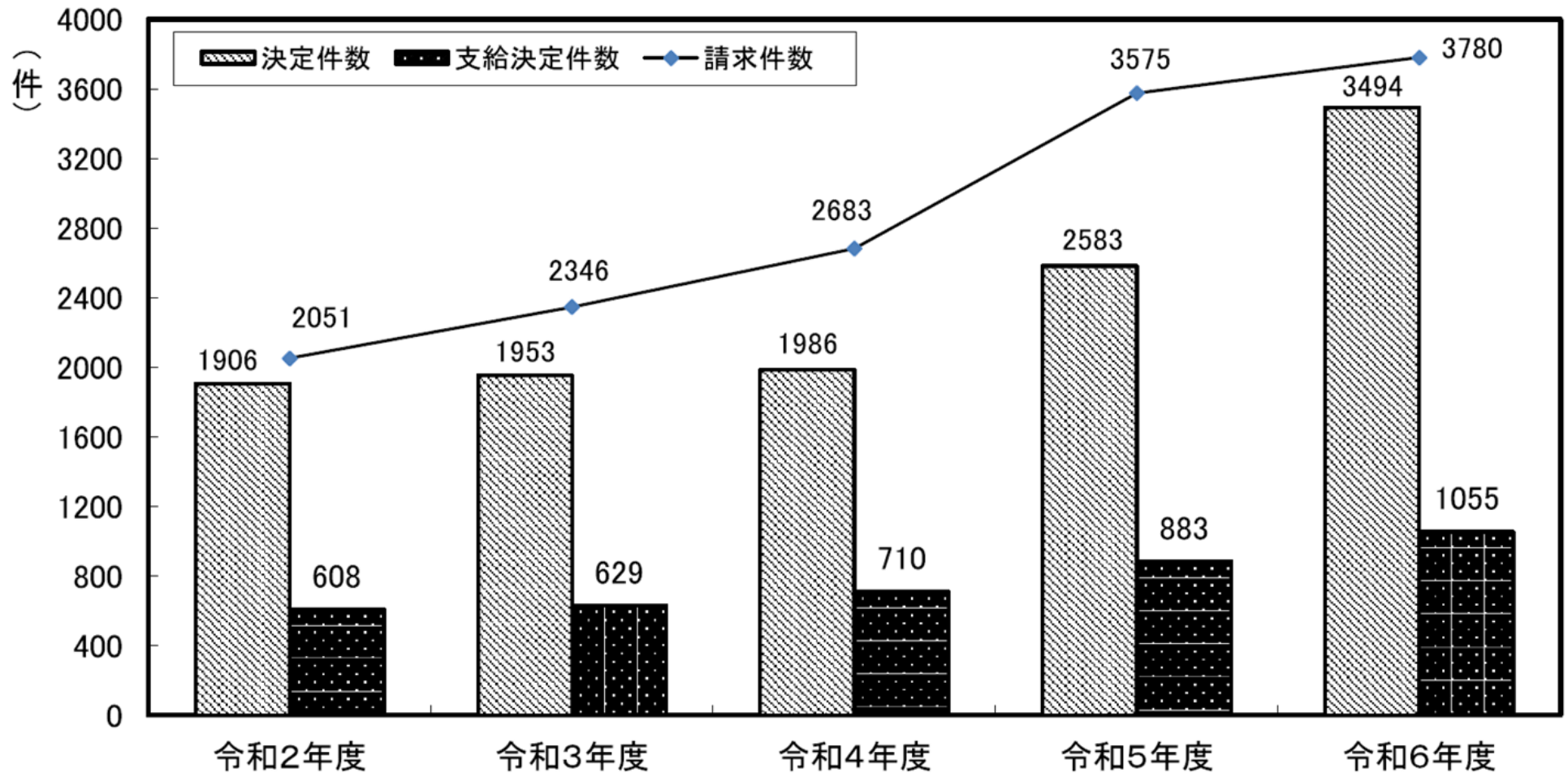
5. 安全衛生教育

高年齢労働者に対する教育（作業内容とリスクを写真や図、映像を活用して教育）
監理監督者に対する教育（高年齢労働者に特有の特徴と対策）



厚生労働省HP
「エイジフレンドリー補助金」

業務災害に係る精神障害の労災補償請求、決定及び支給決定件数の推移



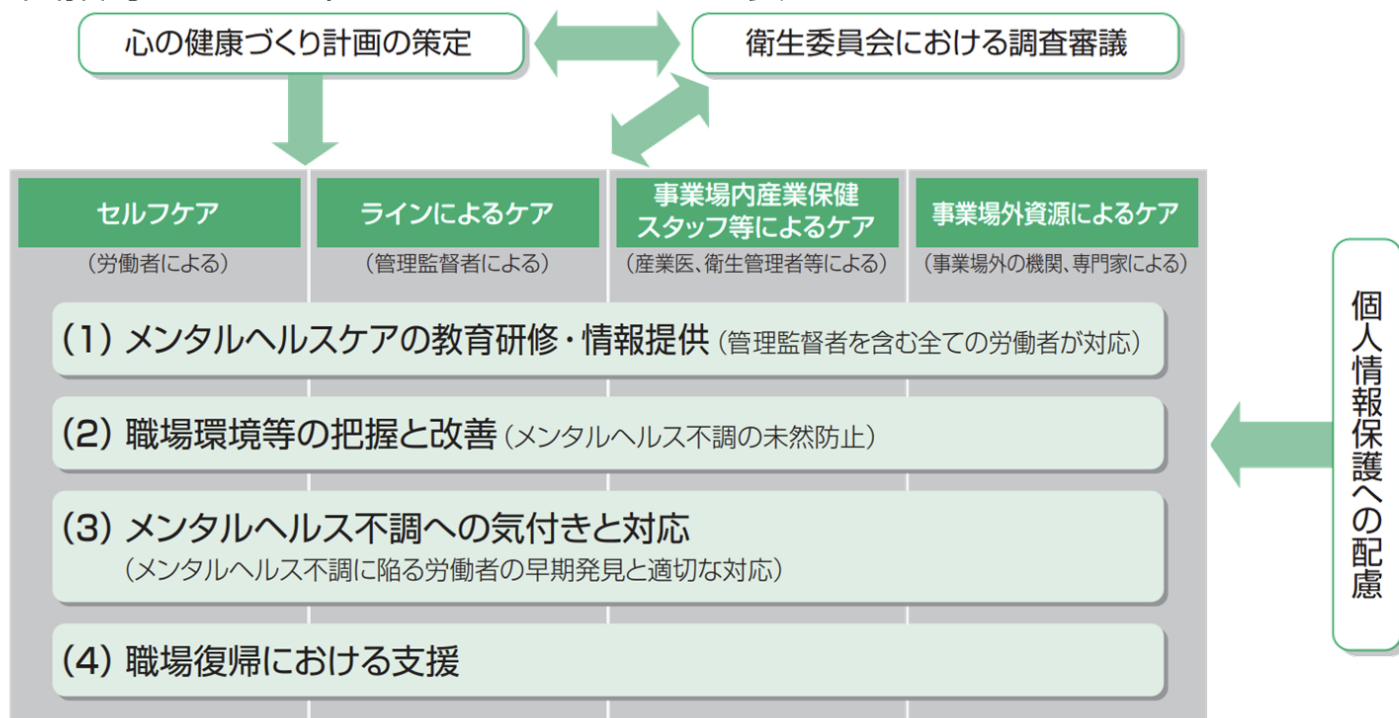
資料出所 令和6年度「過労死等の労災補償状況」より

メンタルヘルス対策について～労働者の心の健康の保持増進のための指針～

メンタルヘルスケアの基本的考え方

事業者は、自らがストレスチェック制度を含めた事業場におけるメンタルヘルスケアを積極的に推進することを表明するとともに、衛生委員会等において十分調査審議を行い、「心の健康づくり計画」やストレスチェック制度の実施方法等に関する規程を策定する必要があります。

また、その実施に当たってはストレスチェック制度の活用や職場環境等の改善を通じて、メンタルヘルス不調を未然に防止する「一次予防」、メンタルヘルス不調を早期に発見し、適切な措置を行う「二次予防」及びメンタルヘルス不調となった労働者の職場復帰を支援等を行う「三次予防」が円滑に行われるようにする必要があります。これらの取組みにおいては教育研修・情報提供を行い、「4つのケア」を効果的に推進し、職場環境等の改善、メンタルヘルス不調への対応、休業者の職場復帰のための支援等が円滑に行われるようにする必要があります。



メンタルヘルス対策について

ラインケア

管理監督者の役割は特に重要

「いつもと違う」部下の様子

- 遅刻、早退、欠勤が増える
- 休みの連絡がない（無断欠勤がある）
- 残業、休日出勤が不釣り合いに増える
- 仕事の能率が悪くなる。思考力・判断力が低下する
- 業務の結果がなかなかでてこない
- 報告や相談、職場での会話がなくなる（あるいはその逆）
- 表情に活気がなく、動作にも元気がない（あるいはその逆）
- 不自然な言動が目立つ
- ミスや事故が目立つ
- 服装が乱れたり、衣服が不潔であったりする

⇒ 早期に気づく
病気の判断は不可
産業医につなぐ
自らが産業医に相談

↓

仕組みを事業場の中に作っておくことが望まれる。

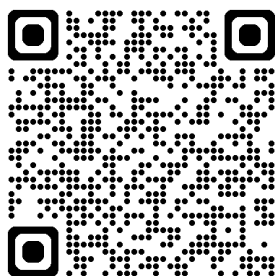
部下からの相談への対応

- 話を聴く（積極的傾聴）
- 適切な情報を提供する
- 必要に応じて事業場内産業保健スタッフ等や事業場外資源への相談や受診を促すなど

⇒ 事業者が管理監督者に部下の話を聴く技術を習得する機会を与えることが重要

メンタルヘルス対策について

メンタルヘルスポータルサイト
「こころの耳」



働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト

こころの耳

ホーム はじめての方へ

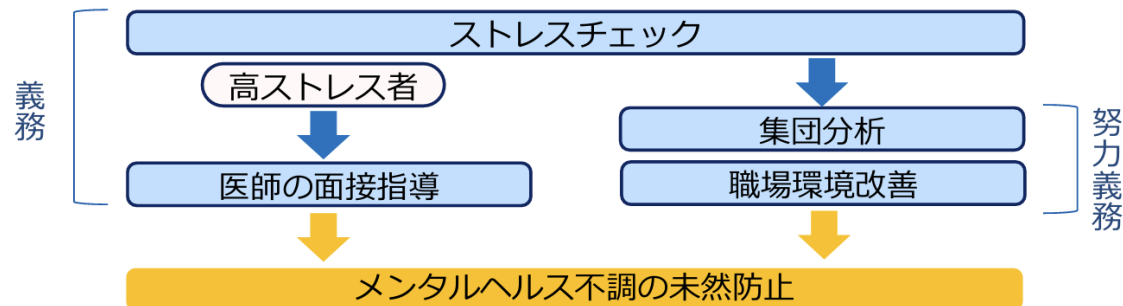
働く方へ ご家族の方へ 事業者の方へ 部下を持つ方へ

HOME > 事業者の方へ

事業者の方へ

はじめてのメンタルヘルス対策		ストレスチェック制度への対応	
NEW 中小企業の 事業主の方へ	 職場のメンタルヘルス 対策の取組事例	 ストレスチェック制度 について	NEW 5 5分研修 こころの耳 5分研修シリーズ
 メンタルヘルス 推進室へようこそ	 職場のメンタルヘルス 研修ツール	 職場環境改善ツール	 長時間労働者、高スト レス者の面接指導について

【ストレスチェック制度の流れ】



改正50人未満の事業場についても義務化

(令和10年4月1日より施行) 労働者が1人でも対象